

平成 17 年 3 月 31 日

各 位

会社名 FDK 株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本 俊春
(コード番号 6955 東証第一部)
問合せ先 財務経理部長 辻井 浩二
(TEL 03-3434-1271)

第三者割当による優先株式の発行について

当社は、本日開催の取締役会において、財務体質の強化を目的として、筆頭株主であります富士通株式会社を割当先とする第三者割当による優先株式の発行について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による優先株式の発行

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1) 新株式の名称 | 第2回優先株式 |
| (2) 発行新株式数 | 17,500,000 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき金 400 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 7,000,000,000 円 |
| (5) 資本組入額 | 1 株につき金 200 円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 3,500,000,000 円 |
| (7) 申込期日 | 平成 17 年 4 月 19 日 |
| (8) 払込期日 | 平成 17 年 4 月 19 日 |
| (9) 配当起算日 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| (10) 割当先及び割当株式数 | 富士通株式会社 17,500,000 株 |
| (11) 新株式の継続所有の取決めに
関する事項 | |

当該株式の発行日から 2 年以内に割当新株の譲渡を行なった場合には、その内容について当社に報告し、かつ開示する旨の確約を依頼する予定であります。

(12) 優先配当金

優先配当金の額

本優先株式 1 株当たりの優先配当金（以下「優先配当金」という。）の額は、平成 19 年 3 月 31 日に終了する営業年度までは無配とする。平成 19 年 4 月 1 日に開始する営業年度以降は、次回年率修正日（以下に定義される。）の前日までの各営業年度について、本優先株式の発行価額相当額（400 円）に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。優先配当金の額は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。計算の結果が 12 円を超える場合は、優先配当金の額は 12 円とする。

優先配当年率 = 日本円 TIBOR（6 ヶ月物）+ 0.75%

優先配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成 20 年 4 月 1 日以降平成 26 年 3 月 31 日までの毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。「日本円 TIBOR（6 ヶ月物）」は、平成 19 年 4 月 1 日または各年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）およびその直後の 10 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点（以下「優先配当決定基準日」という。）において、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとし、優先配当決定基準日に日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、当該平均値の算出にあたっては、同日（当日が銀

行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

優先中間配当金

当社は、本優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または本優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対して、中間配当は行なわない。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主または優先登録質権者に対して、優先配当金を超えて配当は行なわない。

(13) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対して、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、1 株につき 400 円を支払う。優先株主または優先登録質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行なわない。

(14) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(15) 買受および消却

当社は、平成 19 年 4 月 1 日以降、いつでも法令に従って本優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(16) 償還請求権

優先株主または優先登録質権者は、平成 21 年から平成 25 年までの毎年 7 月 1 日以降 7 月 31 日までの間(以下「償還請求期間」という。)において、当該請求がなされた営業年度の前営業年度における配当可能利益の 2 分の 1 の額を限度として、その保有する本優先株式の一部または全部の償還を請求することができる。当社は、償還請求期間満了の日から 1 ヶ月以内に償還手続を終了させるものとし、償還の対価として本優先株式 1 株につき発行価額相当額(400 円)を支払うものとする。なお、償還請求の総額が、上記の償還のための限度額を超える場合は、各償還請求額の割合に応じ、これを償還する。

(17) 転換予約権

転換請求期間 平成 19 年 4 月 1 日以降平成 26 年 3 月 31 日まで

転換の条件

イ. 転換価額

転換価額は、転換請求期間到来後、転換請求により転換の効力が発生した日(以下「転換請求日」という。)において、次のうちいずれか高い方の価額とする。

1. 180 円(以下「下限転換価額」という。)

2. 転換請求日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)ただし、上限は 400 円(以下「上限転換価額」という。)とする。

ロ. 転換価額の調整

1. 本優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行の} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行の} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの払込金額} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数} \end{array}}$$

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
 - () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が転換されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。
 - () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の新株を引受ける権利を付与された証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその終りに、その証券に付与された当会社の普通株式の新株を引受ける権利の全部が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。
2. 前記1. に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
3. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済の普通株式数とする。
4. 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、前記1.()ただし書に示される株式の分割を行う場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
5. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

八．転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

二．転換により発行する株式の内容

普通株式とする。

ホ．転換請求受付場所 中央三井信託銀行株式会社 本店

ヘ．転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および優先株券が前記ホ．に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(18) 普通株式への一斉転換

転換請求期間に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」

という。)をもって、本優先株式の1株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の数値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、本優先株式の1株の発行価額相当額を当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、下限転換価額を下回るときは、本優先株式の1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは商法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取扱う。

(19) 新株引受権等

当社は、本優先株式につき株式の併合または分割は行なわない。

当社は、優先株主に対して、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(20) 期中転換は一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移(資本金の推移)

	資本金(円)	発行済株式数	(内 普通株式)	(内 優先株式)
3月31日現在(増資前)	19,256,561,513	138,075,884	128,075,884	10,000,000
増資による増加分	3,500,000,000	17,500,000	-	17,500,000
4月28日予想(増資後)	22,756,561,513	155,575,884	128,075,884	27,500,000

(注) 今回の第三者割当増資により注入された7,000,000,000円の会計処理につきましては、1/2を資本金、1/2を資本準備金といたします。

3. 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

第三者割当による優先株式の発行総額70億円の資本増強により、当社の財務体質、経営基盤の強化を図ります。

(2) 資金の用途

今回の新株発行による資金は、財務構造の改善および今後の事業強化のための開発および設備投資に活用する予定です。

(3) 業績に与える見通し

今回、業績予想の修正はございません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分については、収益力、財務状況などを総合的に勘案して決定したいと考えており、当面は、財務体質を改善し安定的な事業構造の構築のために内部留保の充実を図ってまいりたい所存です。

5. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成16年3月30日	12,100,000,000円	19,256,561,513円	13,635,104,723円

6. 過去3決算期間及び直前の株価等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	340円	143円	133円	206円
高値	340円	143円	415円	208円
安値	335円	132円	130円	200円
終値	335円	132円	398円	201円
株価収益率	-	-	-	-

- (注) 1. 平成17年3月期は、平成17年3月30日の株価を記載しております。
 2. 株価収益率は平成14年3月期より平成16年3月期までは当期損失の為、平成17年3月期については未確定のため、記載しておりません。

7. 増資後の大株主構成等

	所有株式数	所有割合
富士通株式会社	50,667,080株	39.79%
OCM FDK Holdings, LLC	10,800,000株	8.48%
OCM FDK Holdings b, LLC	7,200,000株	5.65%

(注1) 所有株式数につきましては、第1回優先株式10,000,000株および第2回優先株式17,500,000株を除いて算出しております。

(注2) 株主名簿上 OCM FDK Holdings, LLC および OCM FDK Holdings b, LLC の所有株式は、証券保管の委託先であるモルガンスタンレーアンドカンパニーインクに合算され表示されております。

(注3) 所有割合につきましては、平成16年9月30日現在における総株主の議決権数127,347個を基に算出しております。

8. 割当先の概要

(1) 優先株式の割当先

割 当 先 の 名 称		富士通株式会社	
割 当 株 数		17,500,000株	
払 込 金 額		7,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 黒川 博昭	
	資本の額	3,246億25百万円(平成16年9月末現在)	
	事業の内容	通信システム、情報処理システムおよび電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供	
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数	なし
		取得者が保有している当社の株式の数	普通株式 50,667,080株 第1回優先株式 10,000,000株
	取引関係等	営業取引	当社電子製品の販売
		営業取引以外の取引	借入および割当先製品の購入
	人的関係	富士通株式会社の経営執行役1名が当社役員を兼務しております。	

以上